

[事案 2020-35] 新契約無効請求

・令和 2 年 10 月 8 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-36]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 7 月に子を被保険者、自分を保険金受取人として契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、満期になったら子供に満期保険金を渡すことができ、相続税もかからないので税金対策になると案内されたが、虚偽の説明であった。
- (2)契約時、被保険者は同席しておらず、被保険者同意がない。

<保険会社の主張>

申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。